

No. 1838

2019・7・22

毎週月曜日発行

# みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会

〒728-0013

三次市十日市東3-10-1

ホームページ

<http://www41.tiki.ne.jp/miyosiminsyo/>

〒728-0013

miyosiminsyo@www41.tiki.ne.jp

## 寝られなかった1年前の西日本集中豪雨

### 民商の仲間の励ましで、倉庫を建て替え

昨年7月に西日本集中豪雨で水路が氾濫し、水路・地面が崩れ、倉庫が傾いて、やむなく撤去せざる得ない状況に追い込まれた高田支部の宮本さん(サービス)。それから1年後の7月5日の甲田班の班会で嬉しい報告をされました。それは申請していたグループ補助金の交付決定が県から届き、無事、倉庫(カーポート)が完成したことでした。班の仲間から「あきらめなくて本当に良かったね!」と一緒に喜びを分かち合いました。

の場合「罹災証明書」は発行されない」と言われどうすればいいのかと思っていました。7月に開いた班会で、三次民商の実態調査に支援の要請を訴えました。台風時期も近づく中、倉庫を撤去しなければ二次被害も出るかもしれない、「撤去費用をどう工面するか」が一番の悩みでした。

昨年7月6日、宮本さんが倉庫の異変に気付いたのは真夜中。倉庫横を流れる川(水路)が増水し、倉庫へ水が入り込む状況になっていました。急いで倉庫の物を運び出し帰宅しましたが、あまりのことに一晩中寝られませんでした。夜が明けて倉庫を見ると啞然! 倉庫が傾いているではないですか。次の日に市役所に連絡し、職員に来てもらうと「これはどうにもならない。川の基礎は公費で直すしかないが、倉庫の撤去は私費。こ

こうした宮本さんの現状を受け三次民商は8月9日に安芸高田市に被災者支援の交渉を行いました。「公共の河川なので倉庫解体も含め市が補償すべき」と訴えましたが、市側は「県の補助金の活用を」とだけ言い、それには罹災証明が必要で何度申請しても受け付けてもらえないという堂々巡りでした。交渉後、市は宮本さん宅へ訪問し確認しましたが、「倉庫は浸水をしていないので、罹災証明書は発行できない」と同じ返答。班会で現状を聞いた仲間からは「工場が浸かった自分は証明が出たのに、絶対おかしい」と怒りの声で、

### あきらめていた 1年前の豪雨被害

### 何とかかなりそうと思つた罹災証明の発行と補助金申請



甲田班の仲間と  
交付決定通知書を持って  
喜ぶ宮本さん(中央)

すが半分諦めかけていました。後日、「罹災証明の発行は自治体の判断とのことだが、この災害時に同じ県内で判断が違うのはおかしい」と事務局長が広島県の危機管理課へ抗議。そのかいあって翌日、安芸高田市から証明書が発行されることになり、宮本さんも勇気が出て、グループ補助金の準備を、同じく被災した奥田副会長や事務局と進めました。申請して三次民商がグループ認定されたのが昨年12月。今年に入つて、慣れない書類や見積書、写真や図面など、事務局長の手を借りながら、なんとか交付申請の準備が、5月上旬にやっと受け付け、6月に交付決定通知書が来ました。班会で「本当によく出てくれた。仲間が励ましてくれたから」と感



被災直後の倉庫。今にも崩れそうです。

無事、解体し、カーポートに生まれ変わりました。

無量に。費用が100万円ほどかかりましたが、そのうち約72万円が出ることになっています。これからまた申請を行い、この秋に補助金が入る予定です。

何度もあきらめそうになった宮本さんですが、班の仲間と民商に応援され、今後も夫婦で一緒に仕事を頑張っていこうと一歩前へ踏み出しています。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535  
FAX (0824) 62-1654



●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

## 今年で61回目となる 国民平和大行進

国民平和大行進は、“ノーモア・ヒロシマ！ノーモア・ナガサキ！”“核兵器のない世界を”と核兵器廃絶を訴えて、1958年以来半世紀以上、雨の日も風の日も毎年休まず行進が続けられ、毎年10万人が参加する国民的行動となっています。

「核兵器をなくせ」と共に、「STOP！戦争する国づくり」を訴えながら、一歩でも二歩でも一緒に歩きましょう！  
また、カンパもお願いしています。行進隊が通ったら直接渡してください。

### 行進ルート

#### ☆7月30日 (火)

行進者を囲んで『歓迎のゆうべ』

17:00~18:30 三次民商事務所  
食事をしながら、経験談を。誰でも参加可

#### ☆7月31日 (水)

三次市役所	8:55	発
川地公民館	11:50	着
(昼食)	13:00	発
安芸高田市甲田支所	15:15	着

#### ☆8月1日 (木)

安芸高田市役所甲田支所	9:00	発
安芸高田市役所	11:40	着
(昼食)	12:45	発
安芸高田市八千代支所	15:50	着

## 無料法律相談

7月24(水)  
午後1時半~

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

## シリーズ 相続法の改正

第1講義 遺産分割等に関する見直し 続き

### ③遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲

現行民法では、相続が開始してから遺産を相続するまでの間に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、これを適切に考慮する規定がないために、当該処分者その他の共同相続人との間で不公平な結果が生じていました。

【改正法では】

(2019年7月1日)

当該処分者以外の共同相続人全員の同意があれば、処分された財産を遺産に組み戻して遺産分割の対象に含め、不公平を是正することができるようになりました。(改正民法906条2)

### 第2講義 遺言制度に関する見直し

#### ①自筆証書遺言の方式緩和

現行法では、自筆証書遺言を作成する場合には、財産目録を含めてその全文を自署する必要があるが、特に財産が多数あるときには、高齢者である遺言者にとって相当な負担となっていました。

【改正法では】

(2019年1月13日)

偽造等を防止するために遺言者が各ページに署名押印することを条件として、パソコン等で作成した目録や、銀行通帳のコピー、不動産の登記事項証明書等を財産目録として自筆遺言に添付することができるようになりました。(改正民法968条2項)

#### ②公的機関(法務局)における自筆証書遺言の保管制度の創設

現状では、自筆証書遺言に係る遺言書は遺言者の自宅で保管されることが多く、紛失のリスクや相続人に

より廃棄、隠匿、改ざんされるリスクがありました。

【新法では】

(2020年7月10日)

法務局で同遺言書を保管することを可能としたほか、相続人らに対し、遺言書が保管されているかどうかの調査、遺言書の写しの交付請求、遺言書の閲覧請求を認めることにより、上記リスクを排除しつつ、遺言者の最終意思を実現し、相続手続を円滑にするための制度が創設されました。(遺言書保管法)

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535  
FAX (0824) 62-1654